

委 託 業 務 仕 様 書

〔 四日市市 都市整備部 道路建設課、道路維持課、河川排水課、市街地整備・公園課
商工農水部 農水振興課 〕

(優先順位)

第 1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 契約図書
- 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第 2
- 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書(平成 27 年 11 月)」(三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧)を準用する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書(平成 27 年 11 月)に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
 - 4 三重県業務委託共通仕様書第 1 編 1-11-3 に基づき、契約金額 100 万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)へ登録し、「AGRIS 登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第 3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 20 年四日市市告示第 28 号)第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたとときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積算基準 三重県県土整備部制定 令和2年11月制定 ■ 単価適用日 令和2年4月1日制定【令和3年1月1日一部改訂】
イ 適用図書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委託契約書 ■ 設計業務等共通仕様書（三重県） 平成27年11月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和2年11月） ■ 三重県公共工事共通仕様書（三重県） 令和2年8月制定 部分改正を行った内容も含む（ ） <input type="checkbox"/> 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行【平成30年2月28日変更】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 ■ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 ■ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和2年8月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 ■ 本業務における成果物の提出部数は、（ ■ 2部 □ （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（業務の進捗により指示する。） ■ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
カ 照査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。
ク 資料の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （河川現況台帳 ）
ケ 業務条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務条件は下記のとおりとする。 （特記仕様書（その2） ）
コ その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 ■ 再委託（下請けを含む。）を行う場合、四日市市工事執行規則第18条における様式に準拠すること。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市
令和3年1月

河川等保全計画策定業務委託 特記仕様書（その2）

① 業務目的

市内には河川や調整池が点在しており、適切に管理する必要がある。

維持管理を行うことによる施設運営を着実に実施することが、市民生活への被害を未然に防止するための安全確保につながる。このことから、現況を把握するための調査を行い、保全計画の資料とすることを目的とする。

② 業務内容

1. 計画準備

本業務の実施に先立ち、受託者は業務の目的、内容を把握したうえで、業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。業務計画書には、業務概要、業務体制、工程表、調査計画、安全対策、連絡体制等、業務実施に必要な事項を記載する。

なお、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、受託者は発注者に報告を行い、承認を得るものとする。

2. 資料収集

業務上必要な既存資料を収集し、整理確認する。

3. 現況調査

調査は、河川や調整池機能の低下状況の把握、洗堀、堆積、損傷、地滑り等の程度を調査し点検票の記録するものとする。

1) 調査方法

目視により施設の外観及び施設周辺の状況を把握し、点検票に記入する。施設に異常が認められた場合には、発注者を協議の上、状況に適応した計測、観察などの方法で確認する。

- ・写真撮影を原則とする。撮影に際しては、状況が把握できるよう、撮影角・度・範囲等に注意して撮影を行う。

- ・異常が認められた箇所における写真撮影では、変状の程度がわかるように、必要に応じてメジャー・ポール等を併用する。

- ・発見した異常に関しては、その位置情報を含め、把握した状況を点検票に記録する。撮影した写真も同様に点検票に添付する。その際、簡易GPS等を活用し、異常個所の緯度経度を取得する。簡易GPSが準備できない場合は国土地理院（測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス）を利用し緯度経度を取得する。

2) 調査項目

河川内の土砂堆積・洗堀の確認、河川構造物が著しく損傷している場合、点検を行う。

※ 特に、堆積土、草木により放流施設・躯体等に影響を及ぼしていないか確認を行う。

調整池内の土砂堆積、放流施設等の確認

※ 特に、堆積土、草木により放流施設・躯体等に影響を及ぼしていないか確認を行う。

3) 記録

施設の損傷の有無に関わらず、点検票及び施設状況の写真撮影を行い記録する。

4) 施設の評価

点検結果に基づき、施設の構造の特性を踏まえた上で、機能の低下、劣化状況及び周辺状況を把握し、その程度を点検票毎に点数化して評価する。

※ 延長の長い河川は、区間を縦断的に区切ったり、左右岸で分けたりするなど、変状レベルの評価を踏まえた上で、各部位を一定の区間単位としてまとめるとめる。

※ 現地補正について、施設周辺の土地利用状況（都市近郊）、構造物の種類、水位、断面形状等。

5) 点検結果のとりまとめ及び報告書作成

現況調査で記録した資料を、写真台帳、損傷個所を記録した図面等を取りまとめ、施設毎に点検票を作成する。点検票作成の際には、施設毎の評価を行うものとする。また、作成した点検結果を報告書に取りまとめる。

6) 点検の実施体制

点検は、現場での安全を考慮して複数名で行う。また、点検に必要な知識・技術を有した技術者が実施する。また、局地的集中豪雨等の気象情報に注意し、緊急時の連絡体制を確保してから調査する。

③ 打合せ協議

打合せは着手時1回、中間3回、成果品納入時1回とする。

④ 成果品

報告書（A4判簡易ファイル） 2部

CD-R（電子データ） 2部

⑤ 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記のとおりとし、その取扱いは慎重に行い、破損等のないように留意すること。

- ・河川現況台帳
- ・その他、発注者が必要と認める資料

⑥ その他

受注者は、施設に緊急を要する損傷個所を発見した場合には、速やかに施設管理者に連絡するものとする。

点検の実施にあたっては、ヘルメット、作業服の着用など安全対策に万全を期す

るものとする。

受注者は、第三者の土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ身分証明書の交付を発注者から受け、これを常に携帯しなければならない。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。

対象河川一覧

	河川名	延長(m)	区間	
			上流端	下流端
1	広永川	540	川北町	広永町
2	宇奈川	1,275	広永町	伊坂町
3	平津川	673	平津町	平津新町
4	朝明新川	4,950	中村町	北山町
5	萱生川	1,480	中村町	萱生町
6	山城谷川	3,838	山城町	上海老町
7	山城谷川支流	1,066	山城町	山城町
8	古城川	5,376	山城町	西村町
9	名前川	2,082	小牧町	中野町
10	城下川	1,240	市場町	市場町
11	彦左川	2,839	市場町	西村町
12	宮下川	273	市場町	市場町
13	米洗川	4,360	大字羽津甲	垂坂町
14	堀川	2,910	万古町	小杉町
15	江田川	1,700	西坂部町	寺方町
16	大口川	600	上海老町	上海老町
17	野田川	2,120	野田一丁目	生桑町
18	西谷川	1,680	曾井町	寺方町
19	大谷川	770	桜町	桜町
20	大谷川支流(下流)	310	桜町	桜町
21	大谷川支流(上流)	550	桜町	桜町
22	矢合川上流	2,210	桜町	桜町
23	矢合川支流(下流)	250	桜町	桜町
24	矢合川支流(上流)	150	桜町	桜町
25	南川原川	450	菅原町	平尾町
26	横川	1,380	川島町	高角町
27	阿弥陀川	800	江村町	黒田町
28	金剛川	2,210	大字松本	川島町
29	鹿化川	5,451	松本六丁目	川島町
30	鹿化川支流	1,465	川島町	川島町
31	高花川	1,230	八王子町	八王子町
32	天白川上流	2,720	内山町	小山町
33	春雨川	1,910	采女町	采女町
34	小池川	1,670	采女町	南小松町
35	采女川	1,690	采女町	貝家町
36	足見川上流	500	水沢町	水沢町
37	水沢谷川	5,299	堂ヶ山町	水沢町
38	水沢谷川支流	720	水沢町	水沢町
39	川戸川	2,190	水沢町	水沢町
40	川戸川支流	860	水沢町	水沢町
41	大谷川	360	水沢町	水沢町
42	河原田谷川	2,256	河原田町	河原田町
43	大溝川	1,769	河原田町	河原田町
44	楓谷川	450	水沢町	水沢町
45	三鈴川	1,750	楠町南五味塚	楠町南川
46	江川	1,600	楠町吉崎	楠町北一色
	合計	81,972		

対象調整池一覧

No.	調整池名	所在地	No.	調整池名	所在地
1	第2八千代台	八千代台三丁目1-64	40	桜台第3	桜台一丁目63-2
2	三滝台	三滝台三丁目16-1	41	さるびあ台	大矢知新町3295-48
3	かわしま園鹿化	川島町5930-1	42	四日市ハイテク工業団地B-1	垂坂町1340-7, 1443-12
4	かわしま園三滝	川島町5930-310	43	四日市ハイテク工業団地B-2	山之色町206-15
5	トピア四日市波木が丘1号	波木が丘町45-1の一部	44	ジェイヒルズA(南)	坂部台二丁目249-9
6	トピア四日市波木が丘2号	波木が丘町45-1の一部	45	ジェイヒルズB(北)	坂部台一丁目1008-44
7	トウメイみゆきヶ丘	みゆきヶ丘二丁目1473-168	46	ジェイヒルズC(西)	坂部台二丁目249-21
8	あがた	あがたヶ丘一丁目22	47	ガーデンタウン新生桑	生桑町2278-3, 2279-27
9	コモライワ光が丘	波木が丘町11	48	木もれ陽の街(阿倉川新町)	阿倉川新町10
10	第2美里が丘	生桑町1642-173	49	グランディール 松本	大字松本1070-4
11	けやき台	小生町229-187	50	ベルビュー松本	大字松本1277-3
12	ニューハイツ小杉光陽台郷川	垂坂町884-81	51	ガーデンタウン東日野	東日野町4903
13	松本陽光台	南松本町14-1	52	日永望みが丘	大字日永5216-79
14	光が丘猪垣	朝明町2531-39, 184	53	四日市南小松工業団地	南小松町2670-8
15	下野地区工業団地	大鐘町1539-4	54	西坂部住宅団地	西坂部町4087-13, 4095-75
16	桜花台	桜花台二丁目52	55	中村町工業団地	中村町2293-13
17	四日市ハイテク工業団地	山之色町666-5, 888-2	56	日永梅が丘	大字日永5380-172
18	大矢知	大矢知町1905-2	57	いかるが団地	大字羽津成752-3, 753-3, 757-16
19	平津	平津町769-10, 中村町2549-28	58	大沢溜	大矢知町1973
20	青葉町	青葉町800-1の一部	59	緑丘	緑ヶ丘町3500-45
21	青葉台	西松本町559-4, 554-22	60	ベルビュー松本Ⅱ(西)	大字松本1243-27
22	高見台	高見台一丁目11-2, 11-3, 11-5	61	ヒルズ生桑	生桑町2273-160
23	ひよどりが丘	智積町6507	62	中村町工業団地Ⅱ	中村町1947-21
24	川島新町	川島新町37	63	ベルビュー松本Ⅲ(南)	大字松本1243-51, 1277-138
25	白山農住	川島町7280	64	鈴鹿山麓研究学園都市	桜町3643-12, 3702-8
26	浮橋土地区画整理	川島町7437	65	十四川	大矢知町字北之脇1804-1ほか
27	藤ヶ丘	山城町1830	66	浮橋サントウンⅠ(南)	川島町568-5
28	采女が丘	采女ヶ丘一丁目142-2	67	浮橋サントウンⅡ(北)	小生町504-29, 492-2
29	桜今井土地区画整理	桜町8638	68	東日野住宅団地	東日野町1120-37
30	伊坂土地区画整理	伊坂台二丁目2, 3	69	オナーズヒル小古曽	小古曽五丁目1879番41
31	桜新町	桜新町一丁目121	70	羽津甲	大字羽津甲1-98
32	波木南台	波木南台一丁目210	71	城之谷	西坂部町城之谷4137-97
33	垂坂郷川・新貝	垂坂新町88	72	森ノ東	東坂部町森ノ東150-93
34	ゆうさいの里	別山一丁目37	73	南垂坂	南垂坂町891-4
35	まきのき台	まきのき台三丁目139	74	ウエリスパーク小古曽	小古曽四丁目1602番444
36	四日市南部工業団地	鹿間町字北谷1200-6, 1200-7	75	山田町向山工業団地	山田町607番6
37	笹川南土地区画整理	波木町2044	76	グリーンヒル羽津	大字羽津字岡山甲3番28号
38	波木土地区画整理	波木町2124	77	大字羽津住宅団地	大字羽津字丸山戊168番8ほか
39	波木町亀ヶ谷	波木町405-25, 389-111			